



長野県報

2月12日(金)
令和3年
(2021年)
第178号

目 次

告 示

身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障がい者支援課）	1
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称変更（障がい者支援課）	2
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定辞退（障がい者支援課）	2
都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	3
長野県景観育成住民協定認定要綱の一部改正（都市・まちづくり課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3

公 告

県営土地改良事業の工事の完了（3件）（農地整備課）	4
特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（建設政策課技術管理室）	4
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）	7
建築基準法に基づく公開による意見の聴取（建築住宅課）	7
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	7
土地改良区連合役員の就退任の届出（農地整備課）	8
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	8
特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）	8

告 示

長野県告示第53号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

令和3年2月12日

長野県知事 阿部 守一

氏 名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
東山 祐介	肢体不自由	上田市中丸子1771-1 特定医療法人丸山会 丸子中央病院
秋山 陽一郎	呼吸器	埴科郡坂城町大字上五明643-2 医療法人社団東信会 東信よしだ内科
中村 奈津子	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 小腸 ぼうこう又は直腸	松本市巾上9-26 社会医療法人社団中信勤労者医療協会 松本協立病院
一之瀬 峻輔	肢体不自由	松本市島立2093 医療法人青樹会 一之瀬脳神経外科病院

渡邊 由布子	肢体不自由 呼吸器	安曇野市穂高4634 医療法人仁雄会 穂高病院
仲村 彩子	心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 肝臓	北安曇郡池田町大字池田3207番地1 長野県厚生農業協同組合連合会 北アルプス医療センター あづみ病院
鎌仲 貴之	肢体不自由	松本市旭3-1-1 国立大学法人 信州大学医学部附属病院
高野 大樹	視覚	松本市旭3-1-1 国立大学法人 信州大学医学部附属病院
上田 宗胤	肢体不自由 呼吸器 小腸 肝臓	松本市村井町南2-20-30 独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター
松村 任泰	ぼうこう又は直腸	松本市村井町南2-20-30 独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター

障がい者支援課

長野県告示第54号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

令和3年2月12日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
坂井 邦臣	佐久市岩村田1862-1 佐久市立国保浅間総合病院	佐久市中込1-17-8 医療法人恵仁会 くろさわ病院
宮澤 隆志	上高井郡小布施町大字小布施851番地 特定医療法人 新生病院	塩尻市大門六番町4-36 医療法人雄久会 塩尻病院
蓑島 宗夫	松本市巾上9-26 社会医療法人社団中信勤労者医療協会 松本協立病院	松本市梓川倭2653-4 医療法人(社団) みのしまクリニック

障がい者支援課

長野県告示第55号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

令和3年2月12日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
加藤 譲司	飯田市毛賀1707 輝山会記念病院	令和2年12月1日
宗近 靖	飯田市上郷別府3349-9 医療法人 飯田整形外科	令和2年12月28日

障がい者支援課

長野県告示第56号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年2月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
南箕輪村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
伊那都市計画下水道事業 南箕輪村公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年2月1日から
令和8年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第57号

長野県景観育成住民協定認定要綱（平成4年長野県告示第559号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年2月12日

長野県知事 阿部 守一

様式第1号中「氏名 印」を

「氏名 」に、

協定に係る区域 (地名)	
-----------------	--

」

を

協定に係る区域 (地名)	
-----------------	--

協定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
---------	---------------

協定内容	
------	--

に改める。

様式第2号中「氏名 印」を

「氏名 」に改める。

都市・まちづくり課

長野県飯田建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和3年3月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年2月12日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大平山松葉線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡壳木村2650番の73地先から 下伊那郡壳木村2650番の77地先まで	旧	5.5~6.0	0.3637
同上	新	5.5~6.5	0.3637

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡壳木村1177番の342地先から 下伊那郡壳木村1177番の352地先まで	旧	4.6~5.0	0.2863
同上	新	4.6~6.5	0.2863

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡壳木村1612番の1地先から 下伊那郡壳木村1602番の1地先まで	旧	5.2~5.2	0.0308
同上	新	5.2~9.4	0.0308

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和3年3月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和3年2月12日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 路線名 大平山松葉線

- 2 供用を開始する区間

下伊那郡壳木村2650番の73地先から

下伊那郡壳木村2650番の77地先まで

下伊那郡壳木村1177番の342地先から

下伊那郡壳木村1177番の352地先まで

下伊那郡壳木村1612番の1地先から

下伊那郡壳木村1602番の1地先まで

3 供用を開始する期日 令和3年2月12日

道路管理課



公告

県営日原地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和3年2月12日

長野県知事 阿部 守一

1 土地改良事業の名称

県営農村地域防災減災事業

2 工事の着手年月日

平成22年2月22日

3 工事の完了年月日

令和2年3月27日

農地整備課

公告

県営小布施地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和3年2月12日

長野県知事 阿部 守一

1 土地改良事業の名称

県営かんがい排水事業

2 工事の着手年月日

平成25年7月4日

3 工事の完了年月日

令和2年3月30日

農地整備課

公告

県営日滝原地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和3年2月12日

長野県知事 阿部 守一

1 土地改良事業の名称

県営農村地域防災減災事業

2 工事の着手年月日

平成25年7月22日

3 工事の完了年月日

令和3年1月15日

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年2月12日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

令和3年度建設資材価格等定期調査業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

(4) 業務場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計、及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年間に公共工事に係る建設資材価格等定期調査業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 主任調査員として次のいずれかに該当する者を配置できる者であること。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第33条に規定する技術士登録簿に登録されている者（建設部門（施工計画、施工設備及び積算）に限る。）

イ 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第3条第1号のロの規定により認定を受けた者（施工計画、施工設備及び積算部門に限る。）

ウ 一般社団法人建設コンサルタント協会に備えるRCCM登録簿に登録されている者（施工計画、施工設備及び積算部門に限る。）

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請